

原子力発第 2 2 2 1 3 号
令和 4 年 8 月 1 日

原子力規制委員会
原子力規制庁 殿

四国電力株式会社
取締役社長 社長執行役員
長井 啓介

伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、令和 3 年 7 月 1 5 日に伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可を申請しておりますが（以下「既申請」という。）、この度、使用済樹脂貯蔵タンクの増設に係る発電用原子炉設置変更許可を申請致しました。（以下「後申請」という。）

従いまして、既申請と後申請とが重複することとなりますが、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について」（令和 3 年 4 月 2 1 日 原規技発第 2104216 号 原子力規制委員会決定）において、改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈別記 2 第 4 条 5 の規定の適用については、令和 6 年 4 月 2 0 日までの間は、なお従前の例による、とされていることから、既申請案件と後申請案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願い致します。

なお、いずれかの申請の許可後、もう一方の申請に対する補正申請を実施する予定です。

【既申請案件】

1. 申請書名：伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(3号原子炉施設の変更)
2. 申請日：令和3年7月15日(原子力発第21162号)
3. 変更の理由：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の改正に伴い、3号炉における震源を特定せず策定する地震動のうち「全国共通に考慮すべき地震動」について、震源近傍の多数の地震動記録に基づいて策定した地震基盤相当面における標準的な応答スペクトルを考慮した基準地震動を追加する。

【後申請案件】

1. 申請書名：伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(3号原子炉施設の変更)
2. 申請日：令和4年8月1日(原子力発第22212号)
3. 変更の理由：使用済樹脂の貯蔵裕度を確保するため、3号炉の使用済樹脂貯蔵タンクを増設する。

以上